「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年7月5日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

参加者等

司会者 小 坂 敏 幸(千葉地方裁判所刑事第4部部総括判事)

裁判官 山 下 博 司(千葉地方裁判所刑事第4部判事)

検察官 望 月 栄里子(千葉地方検察庁検事)

検察官 林 千 夏(千葉地方検察庁検事)

弁護士 髙 橋 修 一(千葉県弁護士会所属)

弁護士 飯 田 晃 久(千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 男 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 70代 男 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 50代 女 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 50代 男 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 70代 女 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 60代 男 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 50代 男 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 70代 男 (以下「8番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

(別 紙)

【司会者】 司会を担当いたします第4刑事部の裁判長をしております小坂と申します。よろしくお願いいたします。

裁判員法が施行されまして3年を経過しました。この間ですが,千葉地裁においては,本年の6月末現在の数字なんですけれども,裁判員事件が585件起訴されております。このうち494件,率にしますと大体84.4パーセントの事件が処理されております。

ただ、運用4年目ということになりますと、制度のほころびというのが見えてまいりました。一つは、やはり書面依存の審理という、そういう体質が一部かいま見られるような状況になっているというのが問題として挙げられております。

あと一つは、審理の分かりやすさという観点で、どうも初心を忘れているのではないかというような指摘もあります。本日は、自白事件を担当された 裁判員経験者8名の方にお集まりいただきまして、この分かりやすさという 点を中心に御意見を賜りたいと思っております。

裁判員の方々には評議を終えた段階で裁判所のアンケートにお答えいただいておると思います。これを全国的に集計しております。この質問の内容については、お配りしました話題事項に添付させていただいております。

この審理の内容の分かりやすさ、理解のしやすさという質問項目については、理解しやすかったというふうにお答えいただいている方が、平成21年では70.8パーセント、かなり高い数字だったんですが、最近、平成23年の統計によりますと、59.9パーセント、ほぼ10パーセント以上、分かりやすさという数字が落ちております。また、検察官あるいは弁護人の説明ですが、これについての分かりやすさという数字も10パーセントから15パーセントも落ちております。

この数字をどのように考えるのかというのが問題になるわけなんですけれ

ども,本日のテーマは,その原因を探ることができればという思いがありま して,このテーマを設定させていただきました。

私はこれまで55件の裁判員裁判を経験しておりますけれども、分かりやすさという点ではいろんな工夫がされているところで、この点については時間があれば話していただけたらと思います。では、本日はよろしくお願いいたします。

では,自己紹介を兼ねまして,どのような事件の裁判員を務められたのかという点に触れながら,審理あるいは裁判の内容が分かりやすいものであったかどうかという点について,簡単に御感想をいただければと思います。

それでは、1番の方からお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【1番】 よろしくお願いいたします。私は昨年の4月20日から3日間 裁判が行われました刑事事件を担当しました。

事件としては殺人事件まで行かない傷害事件だったので、世間で騒がれているような凶悪犯という感じではなかったんですが、傷害及び麻薬に携わっていたということで、判決の内容はいろいろな法に触れるということで、法律的には複雑な内容の事件について携わりました。以上です。

【司会者】 それでは,2番の方,よろしくお願いいたします。

【2番】 私は交通事故を担当いたしました。危険運転致死傷罪で,一方的に100パーセント被告人が認めた裁判に携わりました。それで,2日間の審理で結審しまして,3日目は量刑をどうするかということで話し合ったんですけど。知りたかったことは量刑とは何か,量刑で何年か入って,刑務所でどうなっていくのかというのを私全然知りませんでしたので,戸惑ったことを覚えております。今のところそれだけですけど。

【司会者】 それでは、3番の方、お願いいたします。

【3番】 よろしくお願いします。昨年の11月に女性の外国人による覚せい剤の営利目的輸入事案に携わりました。初めから被告人は罪を認めてい

たんですけれども、妊婦さんだったということと、日本に滞在というか、拘束されている間に出産したりとか、いろいろそういう感情面が結構絡んで、 それが量刑にどれぐらい響くかということを少し悩んだ覚えがあります。以 上です。

【司会者】 ありがとうございます。では,4番の方,お願いいたします。

【4番】 よろしくお願いいたします。私は,12月暮れも迫った,おそらく裁判長の方がいわく12月最後の裁判ということで参加させていただいたんですけれども,強制わいせつ致傷ということで,犯人の方はかつて執行猶予付きで性犯罪の再犯という話で,もう既に被告人の方は罪を認めていらっしゃって,量刑に関して審理したという形になっております。

法廷の中でそれぞれ検察側と弁護側のパネル等を使った御説明があったんですけれども、分かりやすさという点では、検察側の方が今回の事件に関しては非常に分かりやすかったですね。弁護側の方は逆にパネルを使ったんですけれども、結論を後の方で言うというパターンだったものですから、一体何をおっしゃりたいのかなというのを聞きながら、最後に、ああ、これを言いたかったのかと。で、休憩時間に入って評議に入るというパターンの形だったので、検察側の方は逆に結論をきちっと最初に述べられて、こうこうこうですからということで、報告の仕方といいますか、説明の仕方一つで随分と受け止め方が違うんだなというのを法廷の中で感じたというのがありました。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。5番の方,お願いいたします。

【5番】 私は今年の1月でしたか,裁判に関わりましたんですが,先ほどのお話の中にもちょっと関係していますが,やはり外国人が日本に覚せい剤を持ち込んだ,その事件だったんですね。私の場合には男性でして,母国に家族がいる人間でということで,最初に検察官の方が「今日は自白事件です」,何のことかと思ったら,つまりそういうことなんですね。今よく分かり

ました。本人が基本的に自分の罪を認めているんだという説明が最初にありましたので,有罪か無罪かという悩みはこの場合は基本的にないんだという御説明を最初にいただいて,ああ,そうですかという納得から実は入りました。

はっきりしていまして,成田で捕まりましたということをああだこうだということで検察官の方がとにかくおっしゃって,そして外国人ですから当然,通訳が付きました。それもあったせいか,今日は司会の裁判長さんが「辛口で」とおっしゃられたので困っているんですけど,あまり辛口ではちょっと今お答えにくい状況で,私の場合には大変基本的には分かりやすかったというのがございます。

ただ、強いて申し上げれば、弁護人の先生方がおっしゃられたのは何かあまり迫力がないというか、迫力がないという言い方はよくないかもしれませんが、あまり印象には残っていないという感じでした。

それから,あと,いつ申し上げていいかよく分かりませんが,私がこの裁判に関わり合って強く感じましたのは,どなたか量刑とおっしゃいましたか,要するにどういう刑を与えたらよろしいかというところに当然来るわけですけど,その場合に,例えばこれぐらいの覚せい剤を持ち込んだ場合にはこういう刑が科された例がありますというのは確かにパネルで教えていただいて,ああ,そうですかといって勉強はさせていただいたんですが,それはそれでそうですかと思ったんですけれども,私なりに,ではどう考えればいいのかというところにかなり頑張った覚えがあるんです。

なぜかというと、そういう過去の例はそうかもしれない、あるいはそうすべきかもしれない、法があるからと、素人ですけども、そんなような考えがありまして、でも、自分自身は今まで3日間、関わり合ってきて、果たしてこれをどういうふうに考えたらいいのかということは自分の意思で考えるべきなんだ、自分が今までその3日間なら3日間携わってきたいろんな資料の

中で,どう考えるべきかは結局自分自身の意思で納得した答えを出すべきだというところにかなりこだわりました,実は。

ですから、これから裁判員として参加なさる方に私が一番申し上げたいのは、一体自分がどう考えるのかということにできるだけこだわってほしい。 私の場合、もちろん殺人事件ではございませんでしたから、悩みは、一般的に言われている悩みからは相当少ないとは思うんです、実は。申し訳ないながら。でも、やはり罪は罪だということで、じゃ、これをどう考えるべきかというのは私なりに、一国民ですけれども、一生懸命考えた覚えがあります。

したがって、ちょっと繰り返しではっきりしなくて申し訳ないんですが、 過去の犯罪のいわゆる量刑というんですか、その辺の事例に必ずしも惑わされることなく、自分自身がいかに証拠なりを見ながら、あるいは状況を見ながら、どう自分が結論付けるのか、もちろん裁判長さん、あるいは裁判官、 本職の方、そして私たち国民もいますけど、みんな一人一人確かに意見が違って当然だと思いました。

で、やっぱり結論はとにかく自分自身が毅然とした態度でというか、毅然とした気持ちに最終的に着地をして、そこで結論を出していくべきじゃないかなということを痛感いたしました。そこをちょっと強調したいと思います。 それからもう一ついいですか、長くなりますけど。

【司会者】 また後で時間がありますので。

それでは,6番の方,よろしくお願いいたします。

【6番】 私が裁判員として参加しましたのは,覚せい剤取締法違反と関税法違反被告事件でございます。これにつきましては現行犯逮捕ということで,犯人が特定できたということで,あとは情状酌量といいますか,先ほどの量刑という問題に触れますけれども,それぐらいで,非常に分かりやすい裁判だったなというふうに感じました。以上です。

【司会者】 では、7番の方、お願いいたします。

【7番】 よろしくお願いします。私は今年の2月20日から24日まで, 傷害致死ということで人の亡くなった案件を担当というか,扱わせていただいたんですけど,やっぱり印象に残るのは,とても雰囲気が重いということですよね。

最後の判決の日はちょっと時間があったので,ほかの法廷をのぞいたら, やっぱり麻薬の事件だったんですけど,全然重みが違って,やはりちょっと, 今でもやっぱり思い出すことがあって,なかなかやっぱり頭から離れないか なという,そういう感じの案件を扱わせていただきました。

【司会者】 8番の方,お願いします。

【8番】 私は今年の3月なんですけれども,前から説明していただいている方とダブリますけれども,私の場合も覚せい剤密輸事件で,7番さんのおっしゃったような感じは,多分そうなるだろうなと感じます。

特に私の被告人は海外,スペイン人なんですけれども,パリの空港で乗る前にビニール袋に小分けしたものを飲み込んで,成田に来たと。成田の税関でどうも挙動不審ということで調べられて,摘発された。その状況を説明を受けて,私はほっとしたんですけれども,実は裁判で一番難しい,肝心なのは有罪か無罪かだと。その判断をまずしなきゃならないというのは非常に重いわけなんですけれども,これも本人も認めていますので,有罪は確定したということで,ほっとしたという思いがあります。

しかし,量刑になりますと,私自身の中には尺度,いわゆる基準というものは全然ありません。したがって,前例を説明していただいて,それを基に判断せざるを得ない,これが実態ではないか。また,そのとおりでいいと私は思っています。

ただ,情状酌量という面では,一市民として国民として被告の様子をよく 観察をして,将来この人はどういうふうになるのか,家族はどうなるのか, 知人その他はどうなるんだろうか,そういったことを斟酌をして判断したら いいのではないかなということで,最終的にはそのようなことで議論が進みました。結果的には,過去の事例よりも若干緩い判決になったのではないかなというのが私の思いで,感覚でございます。以上です。

【司会者】 ありがとうございました。

本日のテーマ自体は分かりやすさということなので、いわゆる量刑、刑を 決める過程についてはまた別の機会ということにさせていただきたいと思い ます。審理すなわち裁判自体が分かりやすいかどうかという点が今回の話題 のテーマですので、よろしくお願いいたします。

では,本日は実務家5名の者が同席しておりますので,自己紹介をよろしくお願いいたします。では,検察官の方から。

【検察官望月】 千葉地検検事の望月栄里子と申します。

検察官というのは各地を転々とするのですけれども,私はこの4月に千葉 地検の方に参りまして,大体昨日までの2か月半ぐらいの間に7件ほど裁判 員裁判に立会いをしてきました。今日は本当に率直な御意見をいただいて, 今後の立証に役立てていきたいと思っておりますので,よろしくお願いいた します。

【検察官林】 検察官の林と申します。

私もこの4月に異動して千葉地検に参りました。4月以降,私が立ち会った裁判員裁判の数としては4件になっております。分かりやすい裁判をしていきたいと思っていますので,今日はよろしくお願いします。

【弁護士髙橋】 弁護士の髙橋修一と申します。

私は、弁護士会の松戸支部というところに所属しています。裁判所も松戸支部というのがありまして、裁判所の受け持ちの人口は140万人ぐらい、松戸支部というところはあるのですが、裁判員裁判をやっていない関係で、松戸管内の事件も全部、公判前手続から千葉地裁でやっているということで、正直に申し上げて、通うのがなかなか大変で、裁判員にもし野田の関宿辺り

の方が選任されたら,通うのはさぞ大変だなというふうに思いながら裁判員 裁判を経験しています。

私は今7件目をやっております。殺人を三つやって,傷害致死を一つやって,あとは強盗致傷ということで,今7件目の強盗致傷の公判前整理手続中です。

是非忌憚のない御意見を出していただいて,私と隣の飯田君は,今日出た 皆さんの意見を消化して同僚弁護士に伝えるという役割を持っていますので, 是非いろんなことを教えてください。以上です。

【弁護士飯田】 初めまして。弁護士の飯田と申します。

私は弁護士登録して3年目となります。刑事事件は比較的多く扱っておりまして,裁判員裁判はこれまで7件担当いたしました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【裁判官山下】 刑事4部で右陪席裁判官をしております山下博司と申します。私は昨年の4月から裁判員裁判の担当になりまして,今日までで30件担当いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】 それでは,本題の方に行きたいと思います。お手元の方にパワーポイントの資料があろうかと思いますので,見ていただきますと,6ページ目の部分をごらんください。

証拠調べについての分かりやすいかどうかという点についてなんですが、 検察官それから弁護士の方々に、その原因と思われるような点を事前に御指 摘いただきました。それが今、お手元にお配りした内容でございます。これ に沿って御意見をお聞かせ願いたいと思います。

まず第1に,事件の内容というところでございますけれども,まず,事件が複雑であるという点が分かりやすさの障害になっているのではないかということが指摘されているんですが,例えば登場人物が多いとか,あるいは人間関係が複雑であった,あるいは複数の事件,たくさんの事件を起こしてい

る,あるいは複数の事件を時系列で理解するのが非常に難しい,こういうようなことで難しいんだというような指摘をされる場合があるんですが,この点,裁判員1番の方は確か事件が五つほどあった事件と伺っておりますけれども,その点いかがだったでしょうか。ちょっとお話をお聞かせ願えればと思います。

【1番】 違反した罪名は住居侵入,強盗致傷,銃砲刀剣類所持等取締法違反,建造物侵入,強盗,覚せい剤取締法違反,窃盗ですね。以上の法律に触れる人で,再犯もしているということで,ちょっといきなり,全然法律を知らないで裁判員に選ばれた私にとってはちょっとね,懲役何年にするのかという,裁判官がいろいろデータを示してくれ,裁判員の人に説明をしていただいたんですけれども,印象に残っていることは,裁判官が「懲役を決める上では方程式に当てはめて決めるんではなくて」ということで,裁判員に選ばれた六人と,あと三人ですか,いろいろ討論して,どうしたらいいかということで,結構この3日間で具体的に審理については活発な意見の場が持てたという印象を今でも持っています。

【司会者】 さっきちょっと言いましたけれども,刑をどうするかという話ではなくて,裁判の事件の内容についての審理が複雑だったんじゃないかなと思うんですけれども,その点いかがだったでしょうか。あまり感じませんでしたでしょうか。

【 1 番 】 それは検察官がスライドを使って,先ほど司会者の方がおっしゃったように,時系列的にちゃんと,検察官が裁判員の方に分かりやすいように丁寧にグラフを使って説明していただけたので,そういう面では分かりやすかったと思います。

【司会者】 特に支障はなかったですか。

【1番】 そうですね。あと補足的に裁判官の方から,時系列的に,これはこうだよということでいるいる補足をいただいたので,私のケースについ

てはよく理解できたと思います。

【司会者】 7番の方,これはかなり背景があったり,登場人物が多いような事件だったと思うんですが,いかがだったでしょうか。

【7番】 今言われたとおり、登場人物が多くて、人間関係とか、何時に誰と会って、どこへ行って、例えばどこかお店へ寄ったというのも、1番目にどこのお店で、2番目にどこのお店でというのが非常に、例えば同じようなお店が2軒出てきたりとか、内容を把握するのにちょっと分かりづらいんですよね。

そうすると、後からまた裁判員同士で、あれっ、ここはいつ会ったんだかなとか言って、すごく疑問が多くて。そういうストーリー性といいますか、最初にここで会って、この人は途中からここで会ってというのは、例えば、漫画じゃないですけれども、アニメのような形で紹介していただくとすごく分かりやすいかなと。

どうしても書面で見ていきますと、最初に書面で見て読むんですけれども、自分の想像力でしかあり得ないので、自分で動画で見るとかなり分かりやすくて、最初に内容も把握できて、争点がどこなのかというのもあらかじめ分かった上でこういう審理に入っていただくと、もっと奥深く審理できるのではないかなと思うんですけどね。

【司会者】 いわゆるビジュアル的なものですね。視覚的な。

【 7番 】 はい,そうです。書面だけではなくてという形ですかね。自分はそう思いました。

【司会者】 ほかの方で,事件が複雑であって,理解するのに困難を伴ったという方はいらっしゃいますか。

それでは次に,事件の背景とか動機が不明だというような,特に,事件自体は分かったんだけれども,その背景として潜むもの,あるいは動機としてどういうものがあるのかというところが見えてこないということで,理解が

難しかったという意見がちょっと出てきているんですが、特に外国人の場合に、考え方とか、あるいは感じ方が違うというような意見が特に出てきていると思うんですが、まず、裁判員4番の方は担当された事件が強制わいせつ事件ということなので、かなり被告人の背景、これについて何か御苦労されたことはあるでしょうか。どうでしょうか。

【4番】 検察側の御説明は、初犯から最後の事件を起こすまで、性犯罪の再発が非常に高いということだったんですけれども、まさにその方がそういう犯罪履歴、再発履歴にあるように犯罪を次々と重ねていってということで、犯す過程において、職場環境とか家族との関係とか、そういったところまで踏み込んで御説明をいただいたので、そういう環境だったらこういうことを犯してしまうんだなということを非常に想像できるような御説明をしていただきました。それと冒頭にしゃべりましたけれども、弁護側の方というのは、実は検察側に立ったようなお話だったので、ともに、弁護されるというよりは、むしろこういうことで立ち直ろうとしたけど、できなかったのねという話で、どちらの説明もその方の性犯罪ということに対して、逆に弁護の方が非常に手厳しく事実を淡々と述べられていたという印象を受けました。ですから、検察、弁護ともに、そちらの方の話、一方的に偏った話ではなく、非常によく分かりました、私としては。

【司会者】 むしろその事件の背景,動機が立証されたので,非常に分かりですかったですか。

【4番】 はい。分かりやすかったです。

【司会者】 では逆に、外国人事件などを担当された方などは、ここら辺の外国人なりの考え方とか感じ方の違いですね。日本人との違い。ここを何か意識されたことがあるでしょうか。どうでしょうか。3番の方はどうでしょうか。

【3番】 特に外国人だからという印象はなかったです。通訳の方がきち

っと説明してくださっていましたし。

【司会者】 そう感じることはなかったですか。

【3番】 なかったですね。

【司会者】 では、5番の方はいかがですか。

【5番】 今少しずつ思い出しているところなんですが、たしか私の場合は、その外国人は「神に誓って」という言葉を言ったと思います。その「神に誓って」というのは、やはり日本人が聞いた場合にはちょっと違和感がありました。したがって、一番私たちで問題になったのは、本当に反省しているんだろうかという点の問題が結構あったと思いますけれども、日本人の場合には「神に誓って」とは言わないなという違和感でした。そこのところが思い出されました。

【司会者】 では、6番の方はいかがですか。

【6番】 私は情状酌量という中で,初犯であるかどうか,その辺が実際に犯人の住んでいる所の所轄警察署ですか,そちらの方に確認したかどうかというのがちょっとよく分からなかったですね。したがって,情状酌量の中で,これは初犯であるということで位置付けて,あと反省しているだろうということで刑を決めたわけなんですけど,ただ外国人の場合は,どこまで本人の今までの生活態度とか,そういったものを把握しているのかどうか,その辺がちょっと疑問でしたね。外国の方は。

【司会者】 被告人の国籍はたしかナイジェリア人でしたよね。

【6番】 ナイジェリアです。

【司会者】 そうすると,ナイジェリアの実情とか,そういうところというのは立証がされていたんでしょうか。法廷で出てきたんでしょうか。

【6番】 何となく,初犯じゃないかということで,はっきりしたものがなかったように感じました。そこはちょっと重要なことかなと思いましたね。 それだけです。 【司会者】 では、8番の方はいかがですか。

【8番】 私が一つ感じていたのは、今度の被告はトカゲのしっぽ切りということで、将来的には何の利益にもならない、被告人は自分で資金を持って全てをやったんではなくて、ただ単に運び屋として日本へ入ってきた。現地で飛行機に乗る前に数人の男から薬とお金をもらって飛んできただけ。そういう黒幕がいるというのは分かっていて、それをパリの警察と日本の検察が協力して今後の事に当たっているのかどうか、全然話が出ませんでした。報告もありません。多分動いていないんだろうと思いますけど。

ということは、これは一過性ではなくて、今後も頻繁に起きる、起きているんだろうと思うんですね。しっかりと海外と手を組んで対策を打っていかないと、このような事件はなくならない。既にここで3件出ているわけですけれども、本当に数の多い事件が事件として表に出てきていないと私は感じております。これはぜひ再考していただきたいと思います。

【司会者】 ありがとうございました。

それでは、ほかの方で、事件の背景あるいは動機が分からないというようなところを感じていらっしゃった方はいらっしゃったでしょうか。大丈夫ですかね。

次に、では、調書の朗読が長いのではないかという指摘がございます。検察官が供述調書を延々と読み上げているというのがありまして、事件のポイントがどこなのか全然分からないというような意見、あるいは調書よりも証人として聞いた方が分かりやすいのではないかというような意見とか、いろいる出てきております。

まず,ここについて,裁判員2番の方,危険運転致死傷なんですが,かなり証拠書類の朗読が長かったというようなのがあるんですが,いかがだったでしょうか。

【2番】 いえ、長いということに全然気付きませんでしたね。

【司会者】 そうすると,何か予定では最初120分ぐらい予定されていて,実際には70分ぐらい掛かって証拠を調べているといいますか,朗読をしているということが分かっているんですが,あまり長いとは感じなかったですか。

【2番】 全然感じませんでしたね。

【司会者】 実際70分ぐらい掛かっているらしいんですけれども。

【2番】 はい。内容がシンプルでございまして,人の心とか全然関係ないものですから。明くる日に現場を見に行ったんですよ。それで,ああ,あそこでこうなって,こうなって,ずっと頭の中へ描いちゃってね。短かったような感じがしますね。内容がシンプルですからね。

【司会者】 そうすると,無駄な証拠が提出されているのではないかというのをお感じになったことはないですか。

【2番】 ありません。

【司会者】 必要十分な証拠が出てきた,こういう感じですかね。

【2番】 そうです。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

裁判員5番の方にお伺いしますけれども,輸入事件では少し証拠としては 多かったような,ほかの事件に比べて多かったようなんですけれども,そう いうふうなことはお感じになりませんでしたか。どうですか。

【5番】 証拠が多かったですか。いや,ちょっとそれ今理解できないんですけど。私の印象では,あのときの証拠は,しょってきたリュックサックと現物,あの覚せい剤,それは覚えています。ま,そういうものかなと。それだけを見ておりますと,別にそれ以外の証拠といっても,あとは状況証拠という,それも証拠なんでしょうか,その説明は確かにありました。

ただ,今少し思い出していますのは,やはり外国人ですから,先ほどどなたかもおっしゃられましたけど,その人は運び屋だったんです。そうすると,

周囲にいた外国人,隠れている所との関係が,ちょっとお話戻っちゃうかも しれないんですけれども,その辺が確かに背景としては分かりにくかったと いう不満はありました。どうしてもそれは仕方がないのかなという感じで。

私の場合には、この件の場合にはリュックサックを、評議のときですか、 証拠を見せていただいて、実際に私たちはそれを触ったりしながら、ああ、 ここがこうなって、ここに入っていたんではないかとかいうことを実際に触 ってみることができたというのが大変よかったなと思っております。

【司会者】 輸入事件ですと、大体20分から30分ぐらいで証拠の調べが終わるケースが多いんですが、5番さんが関与された事件では53分ということで、少しほかの事件に比べて長かったので、証拠が多いのではないかなということでお伺いしたんですが、そういうことなんですね。

それでは、逆に、1番の方にお伺いしますけれども、事件としては五つあったわけなので、そうすると、証拠が膨大なんじゃなかったのかなというふうに思うんですが、逆に証拠の数が少なかったようですね、数的には。

【1番】 そうですね。

【司会者】 そこで証拠が足りないんじゃないかなということはお感じになることはなかったですか。

【 1 番 】 写真で何点かスライドで見せていただいたのと,あと文書か何かでたしか証拠について説明がありましたので,特には説明不足だとかいうのは感じませんでした。

【司会者】 そうですか。

では,3番の方にお伺いしますけれども,税関検査の関係とか,こういうのはきっと報告書とか,そういうので証拠として出てきていたと思うんですが,税関の職員の方が出てきて話をしたほうが分かりやすかったんじゃないかなとか,そういうことはお感じになりませんでしたか。

【3番】 そういうふうには感じませんでしたが,今から思い出してみま

すと、弁護士さんがおっしゃったことは何だったんだろうとか、検察官の方がおっしゃったことは何だったんだろうと後になって思い返して分からなかったところを、私の担当した事件の裁判長さんと裁判官が二人、三人の方がとてもよく説明してくださったんですね。

他の裁判員の方々とも言っていたんですけれども、これぐらいスムーズに分かりやすくできるなら、この問題自体は命に関わる事件じゃなかったものですから、そういう言葉が出たんだと思うんですけど、「もう1回やってもいいね」っていうぐらいの、法律に対しての興味を持たせてくださったと同時に、みんなで本当に作っている、結論を出そうと思って作っているという雰囲気を、申し訳ないんですけれども、印象としては、弁護士さんとか検察官さんの方よりか裁判官の方々にすごくそういういい印象を与えていただいたのはすごく強く覚えています。

【司会者】 それでは、裁判員7番の方にお伺いしたいんですが、たしか 共犯者がいて、共犯者についてはいわゆる書類ではなくて、実際法廷に来て 話をしたというケースだったと思うんですが、証人で聞くという点について、 いかがだったでしょうか。というのも、関係者では書類だけで済ませた人も いたと思うんですね。共犯者についてだけは実際法廷に来て話を聞いたとい うことだったと思うんですけれども、どうでしょうか。裁判員の方々が事件 の内容を理解する上で、どっちの方がより分かりやすかったでしょうか。

【7番】 やはりそういう点においては、実際に共犯者を呼んでいただいて、我々が疑問に思うことに直接答えてもらう方がとても分かりやすかったです。

【司会者】 そうすると,共犯者に対しても裁判員の方々から直接質問が出た,こういうことなんでしょうか。

【7番】 はい,そうですね。かなり活発に出ましたよね。

【弁護士髙橋】 ちょっとすいません,今おっしゃった両方経験されたわ

けですよね。朗読された調書は目撃者みたいな証人として出た方とほぼ同じ ような証拠なんですか。

【司会者】 証人に来たのは共犯者で,調書は一緒に行動を共にしていた者で,目撃者ですよね。

【弁護士髙橋】 じゃ,目撃者の書類を朗読して,共犯者は証人で来ていただいた。

【7番】 そうですね。

【弁護士髙橋】 で、やはり実際来ていただいた方が分かりやすかったですか。

【 7番 】 分かりやすかったです。ですから,ほかの例えば共犯者もいたんですけれども,できたらそういう方にも来ていただいたら,もっとよかったかなと思います。

【司会者】 それはやっぱり疑問が出てくると,それを聞くことが可能だということですかね。

【 7番 】 そういうことです。書面では聞くことができないので,例えば 二人の意見が真っ向から違っているときがあるわけですね。そうすると,ほ かの証人がどういうふうに見たのかというのもやっぱり聞きたいわけですよ ね。そういうところが分からないので,ちょっと審理に対して疑問が出まし たかね。

【弁護士飯田】 1点だけ。証人に対して質問することによって,その疑問は解消されたんでしょうか。

【7番】 だから今言ったように,解消される部分もあれば,真っ向から違う意見が出るので,解消されない部分がそのまま残ってしまった。だから, もう少し違う証人も欲しかったかなということですね。

【弁護士飯田】 解消されなかった部分はまた,どう最終的に判断したんですか。

【 7番 】 それはやっぱりその事件の流れと,これはちょっと不自然じゃないか,ここでこういう行動するのは自然だねとかいうことで,やっぱりどうしても憶測の域を出ないですよね。どちらが自然かということで判断していったということになります。

【司会者】 認めている事件ですと、往々にして、ただ被告人から事情を聞くだけで、書類だけでそれを調べるということで済むことが多いんですね。ただ、7番の方は、いわゆる共犯者については法廷に来てもらって話を聞いたという、そういうケースなんですね。

皆様のほうで、やっぱり書類よりも法廷に来て話を聞いた方がよかったんじゃないかというふうに思われるときはありましたでしょうか。どうでしょうか。3番の方にちょっとお伺いしたのは、税関検査の職員などはどうですかというふうにお伺いしたわけなんですけれども、そういうのを感じられるということはありましたでしょうか。

【6番】 ないですね。

【司会者】 そういうのはなかったですか。

【6番】 というのは、私の事件は覚せい剤を体内に隠し持って、それの写真等で分かりやすく、あなたが犯人ですよという、それが証明されている写真等がありましたので、わざわざ職員の方に来てもらわないでも、完全に現行犯逮捕という形ですから、私は別に必要なかったと思います。

【4番】 私の場合も事件が強制わいせつ致傷ですから,証人とおっしゃっても,被害者の娘さんが逃げ戻った御家族の方とか,当然プライバシーもあるでしょうし,1対1の事件ですから,なかなか難しいものがあって,逆に証人という方で被告人側から出ていらっしゃったんですけれども,何を話すのかなと思いましたらば,将来の更生とか,そういうことだけでしたので,それはどういう意味があるんだろうと感じました。

【司会者】 ありがとうございました。

それでは、次のテーマに移らせていただいてよろしいでしょうか。次は、 証拠の数が多かったという部分が分かりやすさの阻害要因となるのではない かというのが指摘されているところではあるんですが、裁判員2番の方は、 先ほどお伺いしましたけれども、証拠の方はかなり取調べに時間が掛かった ということで、証拠の数は多かったように思うんですが、点数自体は多くは なかったんですか。

【2番】 あれが普通じゃないでしょうか。

【司会者】 数が多いのでということで分かりにくかったというふうには つながらなかった,こういうことですか。

【2番】 はい,そうです。

【司会者】 皆さんのほうで、いや、証拠が多すぎたんじゃないかなという印象をお持ちの方、いらっしゃいますか。そういう印象の方はいらっしゃらない。

では逆に,証拠が少な過ぎるんじゃないかなというふうに思われる方はい らっしゃいますか。

【7番】 証拠が少な過ぎるとまでは言えないんですけれども,例えば, もうちょっとこういう情報が欲しいなというものを,例えばこちらから検察 官に対してこういうところはどうだったんですかという質問の機会ってない じゃないですか。弁護士さんに対してはあると思うんですけど,検察官に対 して,ここの証拠がどうなんですかというようなところを聞くチャンスがな かったのは,ちょっと残念かなというふうに感じましたね。

【司会者】 それでは、特になければ、次の第4のところに移りたいと思います。では、数ではなくて、話す内容、証人とかあるいは被告人が話す内容が分かりにくいという場合があったでしょうか。

例えば,証人と被告人の話の内容が違う,どちらを信用していいか分からないとか,そういうケースがあろうかと思いますし,被告人の話の内容が分

かりにくいとか、そういうこともあろうかと思います。

まずは、裁判員7番の方にお伺いしますけれども、たしかこれは暴行の態様、つまり暴行のやり方、これについては検察官の主張を一部認めずに、独自に判断されたというケースだと思うので、話している内容がそれぞれが違っていたと思うんですが、この点、分かりにくい、事案自体が分かりにくかった、こういう印象をお持ちじゃないでしょうか。どうでしょうか。

【7番】 証人や被告人の話を聞いて、合っている部分と、先ほど言いましたように合っていない部分があるので、合っている部分と、自分の想像の域も入ってしまいますけれども、そういう点ではあまり分かりにくかったということはないというか、その話によってとても真理に近付いたかなと。だから、例えば検察官の方の冒頭陳述や証拠等も踏まえながら、その話を聞いていくと、ああ、そうなんだなということが理解できましたので。

ただ、声が聞き取りにくいというのはものすごくそのとおりで、やっぱり証人の人とか、例えば弁護士の方、検察官の方はそのときはとてもはきはきした声だったので、マイクがなくてもよかったんですけれども、どうしても何か書類を見ながらお話しされますよね。そうするとマイクから少し遠ざかっちゃうときがあって、ううん、何言っているのというときが多々あったので、そういうのはちょっと声が聞き取りにくかったかなという感じはありました。

【司会者】 次のところでお聞きする予定だった,声が聞き取りにくかったというところを先におっしゃっていただいているわけなんですが,今のお話ですと,証人と被告人が言う話が違っていても,それが分かりづらいということではなくて,むしろその中で本当の事実が何なのかというのを見ることがやはり重要で,その上で事件を見た方が非常に分かりやすかった,こういうことなんですね。

【7番】 はい,そうです。

【司会者】 それはきっと先ほどお話しされていた証人で聞くということによって,真相に近付くことができた,こういうことになるんでしょうね。

【7番】 はい,そうですね。

【司会者】 じゃ、ちょっと視点を変えて、外国人で通訳が入ると非常に分かりづらくなるのではないかというような指摘もあるんですが、そういうような、被告人とか証人の話の内容が通訳を介することによって分かりにくくなるのではないかというようなことをお感じになったことがあるか、ないかということをお伺いしたいと思うんですが、まずは6番の方、どうでしょうか。通訳が入ることによって分かりづらくなったということは。

【6番】 私が参加した裁判においては,通訳の方と被告人とのやり取りで,それを聞いていましたら,内容はそんなに理解しづらいということはなかったです。ただ,外国人の方が話しますので,それと同時に通訳の方がしゃべりますので,それがちょっと気になるんですけれども,総じて一応分かりやすかったです。

【司会者】 8番の方はどうですか。

【8番】 ほかに方法はありますか。

【司会者】 いや,ないと思います。

【8番】 じゃ,認めるしかないでしょう。

【司会者】 それで証人とか被告人の話,特に被告人の話がどうもニュアンスが伝わりにくいなとか,そういうのをお感じになるということはありますか。

【8番】 それは大いにあるんですけれども,でも,それは認めざるを得ないですよね。ということで,特に問題にしません。

【司会者】 はい,分かりました。

じゃ,外国人事件を担当された3番の方,いかがですか。

【3番】 思い出してみているんですが、通訳の方が前もって書類を全部

持っていらして、読んでいらっしゃるんですね。それは通訳の方が読んでいるということは、被告人に分かるように、今何が起きているかというのを分かるように読んでいるわけですよね。

【司会者】 そうです。

【3番】 それがすごく長く感じました。それは別のところでやってもというか、それは裁判所でやることなんでしょうけど、今何が起こっているということの被告人に対する説明がすごく長かったという印象があります。

【司会者】 日本語の話と通訳の話と、同時並行するときもありましたか。

【3番】 いや,ほとんど逐次通訳でした。同時ではない。

【司会者】 同時ではないということですね。同時通訳の方が・・・。

【3番】 分かりやすかったと思います。

【司会者】 できるところはした方がいいんではないかということですね。

【3番】 ええ。待ってなきゃならないというところがちょっとありました。

【司会者】 証人とか,あるいは被告人の話については全て逐語的に通訳をするというふうに一応扱いになっているんです。

では,5番の方はいかがでしたか。そういう通訳をすることによって被告 人の話が分かりづらいというようなことはありましたか。

【5番】 いえ、必ずしも私の場合はそういう印象はありませんでした。 逆に私は、外国人であるがゆえに、そのときにその被告人の表情ですか、態度ですか、これをかなり見るのに利用させてもらったんです。そうすると、人間ですから、先ほどちょっと「神に誓って」という言葉を言ったのは違和感がありましたけれども、その自分に関わっている罪状のようなものが流れているときに、言われているときに、どういう表情をして聞いているのか、あるいはどうしているのかというのをかなり見させてもらったんです。そういう意味合い、そういう気持ちで聞いていましたので、通訳の方のお話が長

くて退屈したとか、そういうことは私の場合はありませんでした。

【司会者】 ありがとうございました。

それでは、次の証人とか被告人の声が小さいので聞き取りにくかった、さっきは7番の方は小さくて聞こえにくかったんですねというお話がございましたけれども、2番さんはどうですか。そういう御経験はどうですか。

【2番】 いや,全然ないですね。

【司会者】 そういうのはなかったですか。

【 2 番 】 聞き取りやすかったです。被告人もはっきりと答えていましたから。

【司会者】 じゃ,ほかの方でどうですか。聞き取りにくかったという方はいらっしゃいますか。あまりそういう方はいらっしゃらないですか。じゃ,7番さんだけということになるんですね。

【弁護士髙橋】 すいません,ちょっとよろしいですか。聞き取りにくいということの関係なんですけど,聞き取りにくいときに,その後どうなさったんでしょうか。

【7番】 聞き取りにくいという一つの原因の中に、ちょっと外れるかもしれないんですけど、やはり自分の担当した裁判が、人の命が亡くなっていますので、どうしても、とても場が重いんですね。なので、被告人や証人はそうでもなかったんですけれども、証人の家族の方がやっぱり被害者に対して申し訳ないという、そういうものがあって、どうしても声が小さくなってしまうのかなということを感じましたね。というのがまず一つ。

【司会者】 聞き取りにくいときにどうしたんですか。

【 7番 】 聞き取りにくいときには,一応裁判長の方にメモで聞こえませんということで回して,裁判長の方が何度か,もうちょっと大きく,もうちょっと大きくということで,何とか聞き取れたんですけど,そのときにイヤホンみたいなのがあればいいなとか思いましたけれどもね。

【弁護士髙橋】 あともう1点。違う点なんですけれども,アンケートの中で,話の途中,聞いている途中で集中力がなくなるというようなお答えのアンケート結果が,これは皆さんのではないんですけれども,全国的なもので,例えば私など被告人質問などをするとき最低1時間ぐらいは続けてやることにしているんですけど,1時間程度は十分集中力は持続されますでしょうか。ちょっと難しいですか。

【6番】 30分ぐらいだと思いますね。自分のあれだとすればですね。

【7番】 自分も1時間はちょっと長いかなと思いますね。

【弁護士髙橋】 1時間だと長すぎますか。

【7番】 ちょっと長いかなと思います。

【6番】 その中に写真とか、そういったものでやれるんであれば、ある程度そちらに行きますので、ちょっと長くなるかなと思いますけど。言葉だけだとちょっと長いと思います。

【弁護士髙橋】 あともう1点だけ。被告人質問だとか証人とか人にしゃべってもらうときには,その人の人となりというのが前提として,特に被告人の場合には分かった方がいいと思うんですけれども,つまり,事件に至るまでの生活歴だとか家族歴だとか交遊関係だとか,やはりそれはある程度というか,かなり出た上で事件のことを聞くというふうにした方が分かりやすいでしょうか。どうですか。

【 7 番 】 その方が分かりやすいと思います。

【弁護士髙橋】 皆さん,どうですか。

【5番】 はい。そう思います。ただ、私はちょっと違ったのは、被告人が外国人でしたから、そこが少しもどかしいわけですね。どういうふうにその方の生活状況みたいなものが伝わったかと申しますと、結局は弁護士さんがたしかおっしゃったと思うんですけど、家族の方から便りが来て、夫を早く帰してくださいというか、内容は忘れましたけれども、家族の方から嘆願

書みたいなのが来ておりますとか、そういうお話はちょうだいしていましたけれども、日本人の場合でしたら、逆にある程度しっかりした背景が分かると思うんですけれども、むしろ紹介してもらった方があるいは信頼性があるとは思うんですけれども、外国人の場合には何せ分からないわけですね。そこのところで、ちょっと質問にそれて申し訳ないんですけど、でも、それでも何かおっしゃっていただく方が理解はしやすいかなと思いました。

【司会者】 それでは、次のテーマに移らせていただきます。審理時間という、先ほどの質問と若干関連してくるのかも分かりませんが、審理時間が短かった、で、分からなかった、あるいは審理時間が長かったので分かりづらかったというような意見がございます。

まず,裁判員1番の方にお伺いしたいんですが,たしか事件が五つあって,かなり事件としてはたくさんあるんですが,被告人質問自体は,たしか弁護人からの被告人質問は大体20分程度で終わったと思いますけれども,これは不足したなとお考えですか。足りなかったなとお考えですか。それとも,それでも十分事件の内容は理解できた,こういうことをお感じでしょうか。いかがでしょうか。

【1番】 弁護人の質問ですか。

【司会者】 ええ。たしか被告人の質問でトータル60分なんですが,最初に弁護士さんが質問されたと思いますけれども,それが大体20分ぐらい最初質問されていたと思います。そうすると,20分で十分その事件の内容とか,そういうのが伝わったかどうか。いかがでしょうか。

【1番】 印象としては、弁護士さんがあまり力不足じゃなかったかなという、バランス的には検察官と弁護士さんを比較した点では、今、司会者さんがおっしゃったように、20分じゃ少ないというか、弁護する気があるのかなという感じを受けました。嫌々仕方なしに弁護しているのかな。検察官のパワーに圧倒されて、もう弁護士さんは影に引っ込んじゃったような印象

が残っています。

【弁護士髙橋】 それは中身もさることながら,時間の短さだけからして 熱意が足りないんじゃないかという感じを持っちゃいますか。

【 1番】 やはり検察官の方は、さっきおっしゃったように、時系列的にばっと、裁判員を意識して臨んでいるような熱意を感じたんですけど、弁護士は裁判員そっちのけで、文章を朗読しているだけという感じで、あまりインパクトがありませんでした。弁護士さんの方に申し訳ないですけど。

【司会者】 では逆に,裁判員7番の方は,被告人の質問がたしか4時間, 非常に被告人からゆっくりと時間を聞いて,4時間掛けて聞いていると思い ますけれども,印象はどうだったでしょうか。

【 7番 】 やはり時間を掛けていただいたお陰で,とてもよく内容は把握できたと思います。決して短いとか長過ぎたという印象もなく,よく理解できたかなという印象ですね。

【司会者】 長過ぎてよく分からないということはなかったですか。

【7番】 ええ。やっぱり審理内容は人の命が掛かっていますので,一言 一句絶対聞き逃しちゃいけないというような感じで,ものすごい疲れました けど,でも,やっぱりそれはなかったですね。

【弁護士髙橋】 主質問で何分とおっしゃいましたか,今。被告人質問。 7番の。弁護人の質問時間もかなり長かったんですか。

【 7 番 】 はい。

【司会者】 110分ですね。

【弁護士髙橋】 約2時間。

【司会者】 2時間弱ですね。

それでは、審理の分かりやすさという点は以上のとおりで触れさせていただいて、次に、検察官や弁護人からの説明というところに移らせていただきたいと思います。

まずは検察官の方からということになりますが、検察官の方から書面が提出されて、最初の冒頭陳述とか、あるいは論告というのが提出されていますけれども、それについては朗読が速過ぎて頭の中に入らないとか、あるいは内容が細か過ぎるとか、こういうような意見が特に出ているんですね。そういうような感情を持たれた方っていらっしゃいますか。どうですか。逆に簡単過ぎるとかいうのもあろうかと思いますけれども。検察官からの書面ですね。いかがだったでしょうか。

【6番】 検察官の方は淡々と説明していますね。

【司会者】 書面が,内容が簡単で短い。そういうような印象ですか。

【6番】 簡単でした。非常に分かりやすく。

【司会者】 簡単で分かりやすかった。

【6番】 はい,そうです。

【検察官望月】 いつも大体冒頭陳述メモですとか論告メモというのをお配りしていると思います。それを御参照いただきながら,検察官が別個に読んでいって,お話をいろいろしていると思うんですが,それをお聞きになっていて,多分メモを追い掛けながらお聞きいただいていると思うんですけれども,例えば,メモに書いていないことが読み上げられて,あれっと迷ってしまったり,逆に,メモを一生懸命読んでいって,なかなかそちらを追い掛けて,生で聞いていますので,文字の方の理解と音とがかみ合わないとか,そういったお配りしているメモと聞いている内容のずれによって,分かりやすさ,分かりにくさに何か影響があるかどうかという点はいかがでしょうか。もし御意見いただければと思うんですが。

【 7番 】 やっぱり事件性のストーリー性ですか、そういうものが最初に 予備知識がないので、例えば冒頭陳述の前にあらかじめこういう事件内容だ よというのは聞きますけれども、でも、やっぱり実際に冒頭陳述で具体的な 内容を言っていくんですけど、それをメモしていきますけど、それを理解す るのに一生懸命で、初日なんかはそれだけではやっぱり分からなくて。何となくこういう事件なんだというのは分かるんですよ。なんだけれども、とにかく自分がその事件の内容を理解するのにかなり時間が掛かって、後半になっていかないと、審理をして後半になっていくと、ああ、だからこういうことを言っていたんだなとか、そういうふうな感じは受けましたかね。

【検察官望月】 そうしますと、7番さんの立ち会われた事件の場合には、もう少し事件の内容そのものについてメモにあらかじめ書いてあれば、例えば先ほどおっしゃった何時にお店に行ったとか、誰と行ったとか、もう少し細かければ、もっと分かりやすかったのではないかということですか。

【 7番 】 先ほども言いましたけど,文字で細かくではなく,もうちょっとビジュアル的に何か説明の仕方をしていただけると,すごく分かりやすいので,もっと早く事件の真理やポイントに,あっ,ここが争点なんだなというのが理解できて,もうちょっと深く行けるのかなという感じを受けました。 【 検察官望月 】 ありがとうございます。

あと、多分4番の方の事件の場合には、冒頭陳述ではかなり簡単に情状事項を示すにとどめ、論告の中でそれを一個一個非常に詳しく展開されたのではないかと思うんですが、冒頭陳述をお聞きになった後、審理に臨む間に、情状として重要になる事項、論告でまた細かく言われる事項について、思い出せるぐらいの情報でしたか。論告で渡されたメモと、例えば証拠の内容を、その論告を御覧になりながら思い出せましたでしょうか。

【4番】 ええ。私が担当した案件も、検察側の用意したメモが、時系列とプロセスも含めてですけれども、キーワードが羅列されてあって、それをきちっと補足説明するような形で口頭で御説明されていたので、要するに一言一句ずっと読む中でキーワードが書いてあって、それが耳から入ってきて、つなげて、ですから非常によく分かりやすくて、内容も時間もよく分かりやすかったです。

それに対比して,次が出てきますけど,弁護側の資料が全く真逆だったので,メモはなく,最後にパネルが出て,ああ,これを言いたかったのというのがあったので,言いたいことが先に書いてあるメモの方が,ああ,言いたいことはこうなんだな,それを,じゃ,じっくりここから聞いていきましょうと。で,説明を聞いて,ああ,なるほどなという得心に至ったところで,それじゃ弁護側はどうなのかなと思ったら,違うので。

ですから,先ほどもこちらの方がおっしゃっていましたけれども,力量の差というわけじゃないでしょうけど。

【弁護士髙橋】 ちょっとよろしいでしょうか。力量の差ですいません。 冒頭陳述に限って伺いたいんですけれども・・・。

【司会者】 弁護人のほうは後でやります。

【弁護士髙橋】 いや,共通,別に弁護人,検察官に限らず,1日目というのは,選任手続はその日にやったら午後から始まると思うんですけれども,選任手続が前に仮にあったとしても,最初の審理の1日目って多分ものすごく緊張なさると思うんですね。

私,弁護士1年目のときに刑事事件で本当に頭が真っ白になった覚えがあるので,もしかすると皆さんもそうじゃないかなという気がするんですが, そうすると,メモを事前にお配りしてしゃべっても,メモを配らずにしゃべっても,結果的に大差ないのかななんて,申し訳ないんですけどね,そんなような気もしないではないんです。

で,仮にそうじゃなくても,冒頭陳述というのをメモ以外にもう少し詳しく読み上げた中身を書いた書類を出したとして,それを後でお読みになった りなさるんでしょうか,まずは。

で,質問の二つなんですけど,書面,メモなしにしゃべるのと,メモがあってしゃべるのと,どちらがいいのかなとお感じになられるか。

それから,あと,10分にしろ15分にしろ,私は聞くだけで全てを理解

するというのはどなたもできないと思うんですよね。裁判官にしたって、弁護士にしたって、できないと思うんです、それは。聞くだけで全てが分かるなんていうことはあり得ない話なのであって、結局は何か出された、検察官の冒頭陳述なら冒頭陳述という書面を後で読み返す機会というのがあるんじゃないかなと思うんですけれども、実際に読み返したりなさっているんですか。

【司会者】 分かりました。じゃ,整理して聞いていきましょう。

冒頭陳述の際に書面が出てきますね、最初に。説明の前に書面があった方がいいのか、説明して終わってから、じゃ、どうぞということで出してもらった方がいいのか。

じゃ,ちょっと決というか,皆さんが実際書面が後で出てきたのか,前に出てきたのか,ちょっと聞きたいと思います。書面が説明の後で出てきたという方はいらっしゃいますか。(挙手なし)

じゃ逆に,説明と同時にあるいは説明の前に書面が配られて,説明があったという方。

【7番】 書面って,あのメモですよね。A3ぐらいの。

【弁護士髙橋】 はい。

【司会者】 どうでしょうか。大体前にされているということですね。

あと,今お話があった,メモだけではなくて,実際いわゆる読み上げ原稿を手元にもらったという方はいらっしゃいますか。それはいらっしゃらないということでよろしいですか。

【弁護士髙橋】 後で読むことはあるんですかね。

【司会者】 いや,もらっていないので,それは分からないですね。

【弁護士髙橋】 ああ、そうか。裁判所の書類を見るしかないわけですね、 そうすると、記録を。

【司会者】 そうですね。

では,ほかに。

【検察官望月】 あともう1点,8番の方なんですけれども,おそらく事実そのもの,犯人かどうかとか,そういう問題はなかったと思うんですが,手続が適正であったかという,そういう点が少し議論になっていた事案ではないかと思うんですけれども,その辺りが検察官の配ったメモぐらいの情報で大体理解するのにそんなに苦労はされませんでしたでしょうか。

【8番】 通関手続をして、その場で逮捕されたんじゃなくて、出口を出た所で逮捕されているんですよね。それはある意味、私は感じているんですけどね、今おっしゃったのは、手続がされる前に病院に案内されて、下剤を飲んだか何かして、それで残りの袋が発見されたんですよね。それを違法行為じゃないかと弁護側は指摘しているんですけれども、私はそうじゃないと。もう通関の出口を出た時点で密輸入しているわけですから、それでもう犯罪は成立していると。

【検察官望月】 結論というか、そのときの検察官の説明した分量ですけれども、それは御理解いただくに当たって適切なメモの内容とか、その辺りは特に分かりづらかったというようなことはなかったですか。

【8番】 ないですね。

【司会者】 では,次に,検察官の立証のところですけれども,例えば検察官が被告人に対して質問する際に,目的も見えてこない,どういうことで質問しているのか分からなかったとか,あるいは検察官の質問するスピードが速過ぎて分からないとか,こういうようなことをお感じになったことはありませんでしょうか。どうでしょうか,皆さん。それはなかったですか。

それでは,検察官の声が聞き取りにくかったというふうにお感じになった ことはありますでしょうか。どうですか。

【5番】 聞き取りにくいのではなくて,やっぱり基本的に少し早口で話されたという印象はあります。できるだけゆっくり話していただく方が私た

ちには、初めてのことですから、分かりやすかったと思います。

【司会者】 それでは,次に,弁護人の方に移っていきたいと思いますが,今まで何度も何度も出てきているのですけれども,まず弁護人から提出されている書面がございます。冒頭陳述と,それから最終的な弁論というふうに呼びますけれども,それについてですが,例えば,結論として何が言いたいのかよく分からないというような意見もございます。

そういうような御意見あるいは感想をお持ちになった方はいらっしゃるで しょうか。どうでしょうか。特に4番の方,どうですか。

【4番】 実は検察官側からは説明の前に渡されて,弁護側は終わって評議室に入る前に配られたんですね。ですから,パネルを見て,説明を聞いて,何かな,何をおっしゃったんだろうというのを結び付けて,整理したところで最後にいただいたんですね。ああ,これを言いたかったのか,だったら検察側と同じように最初にいただけていれば,キーワードを頭に入れた上でよく聞けたかなと思いましたね。

【弁護士髙橋】 それは冒頭陳述でしょうか。

【4番】 いや、一番最後の弁論をね。

【弁護士髙橋】 じゃ,何も渡さずに弁論を弁護人がして,何も手元に置かずに聞いていただいて。パワーポイントか何かはあったということですか。

【4番】 ええ、そうです。パネルがあって、プレゼンと言っちゃ失礼でしょうけど、プレゼンの仕方なんでしょうけれども、ですから、おそらく耳と視線をそちらの方に集中していただきたいという弁護側の思いが伝わったんですよ。で、そちらに注視していただいて、話を聞かせていただいて、後に、ああ、弁護側はこういうことをおっしゃりたかったんだなというのを確認してもらうために、後で配ったかと思うんですけれども、そういうやり方なんでしょうけれども、対比したやり方だったので、逆にどちらが分かりやすかったかなというのが比較できたかなと思いますけれども。

【弁護士飯田】 追加でよろしいでしょうか。逆に冒頭陳述は事前にメモを渡された上で説明を受けたわけですね。それは分かりやすかった,分かりづらかったという点では。

【4番】 それは分かりやすかったです。実は検察側のところで,事件が 事件ですから,事実のそごがあるといいますか,そこのところを対比しなが らだったので,そちらの方は分かりやすかったですね。

【司会者】 ほかに,弁護人の書面ですね。これについて何かご感想をお持ちの方,いらっしゃいますか。専門用語なんかが弁護人の説明で非常に難しかったというようなことを経験された方はいらっしゃいますか。どうですか。

【4番】 実は,要するにワークブックと称する更生に向けてのものがあったんですけれども,一切その説明がなくて,拘置所にいる間にワークブックを学習されて,再犯防止に努めるとか,本人は更生に向けていくという御説明をされたんですけれども,そもそもワークブックという中身も言葉も説明なく,こういうことを取り組んでいます,ああ,おそらくそういうプログラムで性犯罪の再発防止プログラムを学習されたんだなとは思いましたけれども,結局いただいたメモにもその説明もほとんどなくて,結果として自分で家に帰ってから調べて,同じ仲間に次の日,ああ,こういうことを昨日弁護側はおっしゃった,こういう内容だったんですねというのを裁判長に教わって,お聞きして,ああ,そうだったんですよ,確かに説明が足りませんでしたよねという話はありました。

【司会者】 よろしいですかね。

では、例えば立証のところに入っていきますと、弁護人の質問の意図が、 あるいは質問の意味がよく分からなかったというようなことを体験された方 はいらっしゃるでしょうか。まず裁判員3番の方、いかがですか。そういう ような弁護人の質問が不適切というか、ちょっとどうなのかなと思われたこ とはありますか。どうですか。

【3番】 不適切かどうかは分からないんですけど,最後の最終弁論,弁護人の方が感極まって涙をこぼされたんですね。それはちょっとびっくりしました。すごく被告人の立場というか,後で話したんですけど,「きっと御自分にもお子さんが生まれたばかりか,そういう弁護士さんだったんでしょうね」というふうに後では言っていたんですけど,感極まっていらしたのを見て,それで私たちもちょっと,その涙でちょっとこう影響されるかなというのがあったんですけど,それはなかったようでした,結果的に。

【司会者】 そうすると、弁護人の質問の意図とか質問の意味が分からない、こういうことはなかったということですかね。

【 3 番 】 そうですね。分からなくはなかったです。だけど,すごく感情が入っていたという感じはしました。

【司会者】 裁判員8番の方などはどうでしょうかね。弁護人の質問についてですけれども。

【8番】 特に指摘されるようなことはないんですけれども、検察と弁護人とを比較しますと、どちらかというと弁護人の方が負けているなという、突っ込みが足りないんじゃないかなという。それと、説明していくのが、何か、申し訳ないけど、だらだらとしているんじゃないかなという気がいたしました。申し訳ないんですけど。

【弁護士髙橋】 今,突っ込みが足りないというのはどの場面のお話でしょうか。

【8番】 それは全般にわたって言えます。

【弁護士髙橋】 被告人質問だとか証人尋問だとか,最後の意見の弁論だとか,それぞれにわたっていまひとつ物足りなさを感じたということですか。

【8番】 ええ。検察に比べますとね,負けてしまっているんじゃないかなという気がするんです。申し訳ないですけど。

【弁護士髙橋】 負けているとお感じになった主な点って,どんな点なんですか。

【8番】 分かりやすさだとか、意気込みでしょうかね。

【司会者】 それじゃ,あとは弁護人の声が聞き取りにくいというふうに感じられたことはありますか。

【8番】 私が言ったのはそれも入っているんですけれども。

【司会者】 裁判員1番の方はどうですか。

【1番】 そんなことはありませんでした。

【司会者】 あと4番の方はいかがですか。

【4番】 それはなかったですね。

【弁護士髙橋】 ちょっと確認させてください。先ほどちょっと伺ったんですけど、メモのほかに読み上げ原稿といって、裁判所に冒頭陳述だとか弁論というのを何ページにもわたるやつを提出するんですが、それは裁判員の方はお読みにならないんですか。

【7番】 たしか出てこなかったと思います。

【弁護士髙橋】 そうすると,メモと,それから我々がしゃべる,その二つだけということですね。

【 7 番 】 そうですね。

【司会者】 それでは,次のテーマに移りますが,その他として,先ほどちょっと通訳の話が出ましたので,通訳自体が,通訳人の訳している内容が分かりにくいとか,あるいは通訳人の声が小さいとか,そのようなことを体験,経験された方というのはいらっしゃいますか。外国人事件を担当された方で。

【5番】 聞き取りにくかったとか、そういうことではないです。基本的には大丈夫だったんですけれども、ちょっと思い出しましたのは、何か訳すのに大変苦労しておられた場面があったなと。これは基本的にあれなんです

か,逆に質問したいんですけれども,あらかじめ原稿というのはでき上がっているものなんですか。全くそれが分からなかったんです。

【司会者】 じゃ,ちょっと山下さんの方で説明を。

【裁判官山下】 基本的に弁護人とか検察官が書面で用意したものについては,事前に通訳人の方にお渡ししているはずですので,事前に通訳人の方は訳を用意しているはずです。あと書類も同じです。書類の証拠についても検察官,弁護人の方から基本的に事前にその内容が通訳人の方に伝わっているはずですので,それは通訳人が事前に訳しているんだと思います。

ただ,証人尋問とか被告人質問など,実際に法廷で話を直接聞く場合,そこの内容については事前には行っておりませんので,それは基本的にはその場で通訳人の方が訳しているということになるかと思います。

【 5 番 】 分かりました。多分その場面だったかもしれません。通訳の方が言葉を探しておられたことをぼやっと思い出しました。

【司会者】 それでは、法律用語も含めてなんですけれども、専門用語の理解に苦しんだということを御経験された方はいらっしゃいますか。大丈夫ですかね。

特に1番の方は事件が多かったということで,罪名も多種多様だったんですけれども,そういう法律について裁判官から,あるいは当事者から説明を受けて,大体は理解できたということになるんですかね。

【 1 番 】 漠然と理解したということで,今でもはっきりは理解できていないところが多いです。

【検察官望月】 今の専門用語の関係でよろしいでしょうか。密輸事件を御担当された,覚せい剤の事件,こちらを御担当いただいた方々にちょっとお尋ねなんですが,税関検査でこんなことがありましたよですとか,こんな書類を確認しましたよというのがおそらく最初の辺りに証拠の内容として示されたと思うんですが,あれは何を説明しているのか,あるいはそこで出て

くる言葉の内容は大体御理解はいただけましたでしょうか。どうですかね。

3番さんもそうだと思うんですが、大体中身というか、言葉ですとか、な ぜ今こんなところでこんな書類を読み上げられているのかとか、そういった ことは分かりましたでしょうか。

【3番】 特に難しかったことはなかったと思います。

【検察官望月】 5番さんとかはどうですか。

【5番】 基本的には分からなかったということはないですね。私の担当した場合には、証拠というのはリュックサックとか、その中の本当の現物でしたし、税関の所で、ここでもう分かっちゃいましたとか、逮捕されましたとかという、言ってみれば大変分かりやすいストーリー、先ほどどなたかおっしゃいましたが、筋書きというか、そのせいだったかもしれませんが、特に分かりにくいということは感じませんでした。

【検察官望月】 そうですか。ありがとうございます。

【2番】 専門用語は特に悩みましたよ。毎日,専門用語が出てきますからね。例えば,危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪と,その辺の区別が分からない。その間に幾つもありますね。それが分からない。それから,あおり運転行為とか,幅寄せ行為とか,直前割り込み運転とか,分かりそうで分からない言葉がどんどん出てくるんですよ。たった3日間で終わりましたから,勉強する暇なかったんですよ。だから,専門用語に苦しみました。

【司会者】 なるほどね。そこら辺の説明は,裁判官とか,あるいは検察官とか弁護人からあったんでしょうか。

【2番】 ええ。ありましたけど、聞いてもよく分からないですよね。それから、帰って、後から調べたりして、今頃やっと分かってきたような感じでございましてね。だから、専門用語に3日間悩みました。

【司会者】 ありがとうございます。ほかに専門用語で悩まれた方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

それでは、最後になりますけど、裁判のスピードが速いのではないか、読み上げとか説明とか、そういうのが速いのではないかという点です。5番さんがちょっと、ペースはもう少しゆっくりの方がいいですねというお話がございましたけれども、皆さんの方でお感じになるところはどうでしたでしょうか。そういうスピードがちょっと速過ぎるんではないかなというようにお感じになる方はいらっしゃいませんか。

お感じになる方, 挙手を願います。

【5番】 私はお話のしかたですね。裁判そのものではなく。

【司会者】 では,7番さん,どういうところですかね。ちょっとお伺いできれば。

【7番】 裁判のスピードといいますか,言葉のスピードとかではなくて,事件が今言ったように何個も重なったりとか,それから登場人物が多かったりすると,それを理解するのにちょっと時間が掛かってしまうので,そういう部分においてもう少し時間を掛けてもらった方が分かりやすかったのかなというふうに感じたということです。

【司会者】 7番さんの事件は登場人物が多いんですよね。経過が長いや つでしたからね。

【 7 番 】 はい。

【司会者】 分かりました。

それでは、皆様から貴重な御意見を賜ったわけなんですが、訴訟当事者はこれまでいろんなことを取り組んできたと思うんですね。それを踏まえて、今日御出席いただいている検察官、弁護人、それから裁判官から、裁判員経験者の方々の御意見を聞いて、感想をお願いしたいと思います。

それでは、まず検察官の方からお願いしたいと思います。

【検察官林】 今日はどうもありがとうございました。

検察官としても,どうすれば分かりやすくなるかという点は工夫しており

まして,今日も話の中で出てきてはいたんですけれども,できるだけ言葉だけではなくて,図面だとか挿絵だとかを使ってビジュアル化をしようというところは努めておるところです。

あと、証拠の説明の仕方についても、できるだけその証拠の位置付けが分かるように各検察官で工夫していますけれども、よく証拠の一覧表というのを配られていると思うんですけれども、証拠の名前と、証拠の内容というのは一覧表にしてお渡ししておりますし、各証拠を説明する前には、この証拠は何々に関する報告書です、例えば、この証拠は冒頭陳述で述べた税関職員と被告人とのやり取りについて明らかにしたものなので、特にこういう点に注意して聞いてくださいとか、そういう説明も加えたりすることがあります。

それから、供述調書の朗読のときとか証人尋問のときなんかに、言葉だけだと退屈するかもしれないですし、イメージが湧きづらいということもあるので、実況見分調書の図面だとか写真だとかも一緒に画面に映し出しながら、取調べを進めていくということも工夫しています。そういった工夫が一応は分かりやすさに功を奏しているのかなということが今日分かって、よかったなと思っています。

ただ、冒頭陳述でアニメーションのようにもっとビジュアルを使って説明 してほしいという御意見もあったので、今後は更にビジュアル化をどうすれ ばよいかという点は工夫して考えていきたいなと。

あと専門用語についても、できるだけ分かりやすい言葉と説明というのを 心掛けていきたいなと思いました。ありがとうございました。

【司会者】 それでは,弁護人から。

【弁護士飯田】 私の方から少し。本日は貴重な御意見ありがとうございました。

弁護側について、分かりづらかった、技術的なところのほか、意気込み等についても厳しい御意見ちょうだいいたしまして、今回の意見交換会をまた

弁護士会を通じて各会員にも還元させていきたいと考えております。また私 自身,分かりやすい説明とはどういうものなのか,日々精進して追求してい きたいと考えた次第です。以上です。

【弁護士髙橋】 今日はどうもありがとうございました。

今日は負けの代表として参加しましたが,一番残念だったのが,熱意を感じられない,あるいは迫力がないという弁護人がいたという発言が一番私にはショックでした。それを直すのは,本来は簡単なはずなんですけれども,もしかするとなかなか難しいかもしれない。

ただ、いろいろ御意見をいただきましたので、弁護士会の中には裁判員裁判に関わる委員会というのがありまして、その責任者の一人という立場で今日は私は参加したものですから、ぜひ皆さんの御意見を会に伝えて、少しでも力量を向上させて、今日の皆さんの叱咤激励に応えられるようにしたいと考えています。ありがとうございました。

【司会者】 では,裁判官。

【裁判官山下】 本日はどうも貴重な御意見ありがとうございました。

今回のテーマである審理内容の理解のしやすさ、分かりやすさという点について、冒頭で全国的なアンケートの数字が下がっているという紹介がありましたけれども、今回皆様の御意見を伺って、被告人が認めているような事件でも理解しにくいということを感じることがあり、またその要因についてはいろいろな要因があるということを改めて感じたところであります。

ちょっと裁判所の側から、今回の理解のしやすさという点について一つ御説明いたしたい点がありまして、これがどうして問題かというところについて、裁判所として一つ考えているのが、理解がしにくいとなると、その後の充実した評議ができないのではないか、結局、きちんとした評議ということが裁判員の方ができないのではないかというところを一つ考えているところでございます。

現に全国的なアンケートの中でも、やっぱりこの点の関連性がちょっとありまして、評議、十分な議論ができたかという項目もお伺いしているんですけれども、審理の内容が理解しやすかったと感じられる方のほうが、やっぱり十分に議論ができたと回答されていて、審議の内容が理解しにくかったと感じられた方は、やっぱりちょっと十分に議論ができたという意見が低いという点もございまして、そういう点で、今お伺いしたような理解しにくかったという点をなるべく取り除いていくということも裁判所の方で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

ですので,今日お伺いしたような御意見を参考にさせていただいて,今後 裁判官としてもきちんとした説明をしていきたいと思っております。

今日,裁判官の説明が分かりやすかったというところもいただきましたので,そういうところから今後も伸ばしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【司会者】 では、最後になりますが、裁判員の方々に、次に裁判員になられる方へのメッセージを一言ずつお願いしたいと思います。

では、1番の方からよろしいでしょうか。

【 1番 】 選考会で選ばれても辞退したいという方も何名かいましたので,何回もある機会じゃないので,積極的に裁判員になる準備を日頃していただけたらと思います。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。では,2番の方,お願いいたします。

【2番】 私も1番の方と同じです。裁判員になったよということは人に話しておきましたから,何人かから,通知が来たよというときに,どうしましょうかという質問があったんですけど「あなたは5000万円の宝くじに当たったよ」と言っているんですよ。「ぜひ行きなさい」と言っています。

【司会者】 ありがとうございます。では,3番の方,お願いいたします。

【3番】 私も経験をさせていただいて大変よかったと思います。ただ,

それは事件の内容によると思います。テレビでも裁判員の方にすごく負担が 掛かるという事件もありますし、それを聞くたびに、そういう思いをしなく てよかったとも感じています。

【司会者】 では,4番の方,お願いいたします。

【4番】 経験してみて、とにかく自分の周りの人たち、自分も含めてですけれども、決して被告人席に座らせるような人間を出してはいけないなという思いを強く感じるようになりますので、ぜひ経験された方がいいですよというのと、罪を裁くに当たっては、できるだけ感情を移入しないで客観的に御判断された方がいいですよと、それだけです。

【司会者】 ありがとうございました。では,5番の方,お願いいたします。

【5番】 私,勇み足で,最初に力説してしまったんで大変申し訳なかったんですけど,確かにこの制度ができたときに,なぜ素人ができるのかと思ったのが最初の印象でした。しかしながら,まずは,宝くじではないですけれど,意外に早めに選任の通知が来まして,これはぜひやってみようと。それが来るまでの間に実はちょっと勉強会に出たりして,一応シミュレーション的な仮の法廷みたいなものも経験していたものですから,ああ,これは来たと思って,やっぱり自分の長い人生の中で大変いい経験だなという気持ちで参加させていただきました。

したがって,やはり次にまたどなたかほかの方に行くと思うんですけど, そういう機会があったらぜひ,確かに参加なさることをお勧めしたいです。

法律の何がということを何も知らなくても、裁判官の方々もよく説明してくださいましたし、またこれを経験することによって、改めて世の中のいろんな事件についてやはり自分なりに興味が持てる、真剣に考えることができたというのは大変よかったと思っております。

【司会者】 ありがとうございます。では,6番の方ですね。

【6番】 私は裁判員を経験しまして,新たに悪いことはしてはいけないなということを強く感じました。だから,次の裁判員へのメッセージとしましては,やはり積極的に,いい経験を持つんだから,参加していただきたい,こう思っています。以上です。

【司会者】 では、7番の方、お願いいたします。

【 7番 】 次の裁判員の方へのメッセージということで,ほかの意見の方もいろいろあると思うんですけど,必ず自分の思った意見,自分の感じたものを正直に言って,やっていっていただきたいなということです。

【司会者】 ありがとうございます。では,最後の8番の方,お願いいたします。

【8番】 私も大変いい経験をさせていただいたというふうに思っております。大げさに言いますと、国民として果たすべき義務の一つだというふうに思っております。今考えますのは、できるだけ多くの国民、特に若い人に経験してもらえないだろうかと、それを経験することによって得ることはたくさんあると、私はそういうふうに思っております。ぜひ若い人の感覚、市民の感覚で判決を導いてほしいというふうに思っております。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

以上で意見交換会の方を終えて、報道機関の方から質問等があるということで申出がございますので、まずは代表質問ということで、読売新聞の方ですかね。では、お願いいたします。

【読売新聞記者】 貴重な御意見ありがとうございました。我々報道機関の方から主に3点質問させていただきたいと思います。

まず一つ目なんですけれども、裁判員を経験されたことでニュースの見方が変わるなど、日常生活に変化は生じましたか。

2点目なんですけれども,今回裁判員ということで当然守秘義務を課せられたと思うんですけれども,その守秘義務について負担を感じられることは

ございましたでしょうか。

最後3点目なんですけれども、審理期間中、当然、仕事をしていらっしゃる方は職場を離れることになったと思うんですけれども、一定期間職場を離れたことによって不利益を被るなど、そういうことはなかったかという、主に3点のことについてお伺いしたいと思います。

【司会者】 全員にということですか。

【読売新聞記者】 そうです。

【司会者】 今,読売の方から質問ということで,まず一つ目は,今まで裁判員を経験されて,ニュース一般の見方が変わる,あるいは日常生活で何か変化があったかという御質問です。では,まず1番の方からでよろしいですか。そういうことで,ニュースの見方が変わる,あるいは日常生活で変化はあったかという質問です。いかがでしょうか。

【 1 番 】 やはりそのとおりで、先ほども 5 番さんですか、おっしゃっていましたけど、他人事だと思っていた裁判員が、自分が経験したことによって、他人事ではないなという感じで、日常生活にも事件についての関心が深まりましたので、そういう面で変化がありました。

【司会者】 では、2番の方、お願いいたします。

【2番】 私もニュース、それからドラマも裁判ものが好きになりました。

【司会者】 では,3番の方,お願いします。

【3番】 ニュースの見方も変わりましたし、日常生活も変化がありました。

【司会者】 具体的にどういうところがですか。

【3番】 こういうことを知らないで毎日生活していたのかなというのが, 逆に不思議になるぐらい,基本的なものを学ばせていただいたというか。

【司会者】 ありがとうございます。では,4番の方,お願いいたします。

【4番】 私は事件の関係のせいか知りませんけれども,性犯罪の再発と

か,要するにこうやればここまでの量刑で済むんだというのが議論の中であったものですから,逆に法の抜け道とか,そういうことをやって犯罪者の方たちがやっているのかなと,非常に懐疑的といいますか,一部人間不信に陥ったところもあります。

【司会者】 ありがとうございます。では,5番の方,お願いします。

【5番】 ニュースの見方は変わったといえば変わったと思います。何か 一般的な聴衆として見たり聞いたりするのではなく,何か向こう側にというか,そのニュースそのものの中に自分も入っていって見たくなるような,あるいは考えたくなるような,そういう感じは持ちました。

あと、申し上げていいかどうか分かりませんが、私は個人的に関わった裁判についての結果が実は知りたかったんです。個人的に大変知りたかった。 そこで、何がということは申し上げませんけれども、裁判所の方にお尋ねしたら教えてくださったので、それによって自分がいかにこだわっていたのかなと、自分の心の中で、ああ、そうか、そうなったのかという経験もございます。

【6番】 ニュースの見方についてはあまり変わりませんね。というか, 大体ニュースは最初から興味あったので,それは見ておるので,見方につい ては別に変わりませんでした。

あと日常生活については、まあ、より品行方正に生きようというふうに感じております。以上です。

【司会者】 では,7番の方,お願いします。

【 7番 】 ニュースの見方はやはり変わりまして,今まで報道をうのみにしていたという部分もあったんですけど,やはりこうして審理をしてみないと分からない部分が随分あるなということで,今は,ああ,こういう事柄があったんだなということだけを受け止めるようになりましたね。

そして, あとは, 日常生活では, 当たり前のことで前から分かっているこ

となんだけども、やはり自分の感情で動く前に、まず周りのことを考えるよということを一番に考えるべきだなというのが改めて思ったということですかね。

【司会者】 では,8番の方,お願いいたします。

【8番】 ニュースの見方あるいは日常生活の変化は特にありません。それから、守秘義務についても特に変化はないと感じています。それから3番の職場を離れてというのは、残念ながらもうOBでございますので、不利益はありませんでした。

【司会者】 2番,3番のところにもちょっと話が行ったんですが,守秘 義務を課せられたことで負担を感じたという方は挙手を願えますか。もしそ うお感じになったという方は。

いらっしゃらないということですかね。

それじゃ3番目のところで,一定期間職場を離れたことで不利益はなかったか。不利益があったという方はいらっしゃいますか。

これもゼロということなんですけど,いいですかね。

【読売新聞記者】 はい。ありがとうございます。

【司会者】 事のついでに、ほかの報道機関の方で分かりやすさに関しての質問をしたいという方はいらっしゃいますか。せっかくこの機会ですので。 【千葉テレビ記者】 今日はありがとうございました。

今,取調べの可視化ということが言われているんですけれども,例えば, 調書の朗読があったかと思うんですけれども,そこで例えば取調べの様子が 見えたり聞けたりしたら裁判のときに変わったかどうか,若しくはそういう ふうなことが見えたんだと思ったということがあった方がいらっしゃったら 教えていただきたいんですけれども,よろしくお願いします。

【司会者】 非常にホットな話題でもあるんですが、皆様のほうで、例えば被告人とか、あるいは目撃者あるいは被害者の方もいらっしゃるかもしれ

ませんが,捜査段階で作成された調書,これが朗読されたと思うんですね。 それで十分だったのか,あるいはどんな状況で検察官とやり取りがされたのか,それをDVDで撮って上映するというのを見た方が,より調書を調べる際にも状況が分かって,より心証というか,話が分かるのではないか,そういうようなことをお感じになることがありますかということですけど。

【5番】 多分,今の御質問の可視化ですか,そういったものが私の担当させていただいた事件は必ずしもとは思うんですけど,一般的に考えるならば,DVDなり,あるいは何なり映像みたいなものがある方が,より別な最終的な判断を下すときにはより分かるのではないかなとは思います。一般的に方向性としては。

【司会者】 そういう答えが出てきましたけど。

【千葉テレビ記者】 はい。すいません,仮定の話で失礼しました。

【司会者】 ほかの方はありますか。特に御意見,よろしいですか。 それじゃ,長時間になりましたが,どうも御協力ありがとうございました。 これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上